

第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 5 章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は 1 件であった。

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解は、表 7.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 7.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

| 項 目 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-------|--|--|
| 動物・植物 | <p>計画地に生息する動物・植物への配慮について</p> <p>坂戸インターチェンジ北側の計画地にも多くの渡り鳥が生息しており、今回の計画地でも交通事故にあつて野鳥が保護される事例が度々あります。先月の 23 日に死亡したコミズクも計画地で交通事故にあい、片翼を複数箇所骨折して何とか手術をして骨を繋ぐことはできましたが、とても野外で獲物を捕まえることはできないため、12 年間飼育していました。今後開発が進むと新しい道路ができたり、自動車の通行量が増えるため、今までよりも動物の交通事故が増えると考えられます。</p> <p>その対策として以下のような対策を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路の幅員を狭める。 ②自動車の速度が出しにくくなるような道路構造にする。 ③現計画よりもさらに緩衝地帯の面積を増やすこと。 <p>コミズクは越冬するためにはるばるシベリアから坂戸までやってくる冬鳥です。日本で無事に過ごすことができなければ夏にシベリアに戻って繁殖することができず、いずれ絶滅することになります。埼玉県内の身近なみどりは 1975 年からの 30 年間で 3 割失われてしまいました。これは、東松山市全域あるいは山手線の内側全域と同じ面積です。このようにどんどん動植物の生息地が失われていますので、本来ならこれ以上の開発は行うべきではない状況です。環境、動植物への影響が少なくなるよう、さらなる計画の見直しを求めます。</p> | <p>本事業では、計画地及び周辺地域の動植物の生息・生育環境に配慮し、越辺川に隣接する計画地北側の調整池については、一部常時湛水エリアを設ける他、様々な水位を確保するなど多自然型の調整池として整備を行います。さらに、隣接に公園を配置し、草地環境や湿性緑地ゾーン、現存植生を考慮した緑地の整備等を行う計画です。また、進出企業には企業用地内の緩衝緑地帯等には、現存植生を考慮した植栽を施すよう働きかけていく計画です。</p> <p>このように現況にみられる水田環境等の湿性環境や草地環境に配慮した環境を創出する計画です。</p> <p>なお、動物との車両事故防止の観点から、工事用車両の運転時には動物への配慮を行うよう指導を促すとともに、各進出企業についても同様に働きかけを行うなど、十分に留意していきます。</p> |

表 7.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

| 項目 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-------|---|--|
| 動物・植物 | <p>動物・植物の調査方法について</p> <p>①58 ページ最終行「既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。」 ・最新年 1 年だけでは、記録に入っていない種も出てくる可能性がある。経年変化を知るためにも少なくとも最新 10 年くらいの調査期間・頻度にするべきである。</p> <p>②60 ページ「現地調査の調査期間・頻度」について ・表 4-6 には各季節どれくらい行うかが記載されていないので、調査期間と頻度を数値で表すべきである。 ・現地調査の調査期間・頻度が少ない。</p> <p>③62 ページ「現地調査の調査地域は、図 4-7 に示すとおり、計画地及び周辺地域 200m の範囲を基本とする。」について ・周辺地域 200m では越辺川の半分くらいまでしか網羅されない。少なくとも川島町側の端までを含めるべきである。川に飛来する水鳥が坂戸インター北側の水田を利用しているし、この地域の生態系を把握するには川全体を一体的に調査する必要がある。</p> | <p>①既存資料については、入手可能な最新年を基本とするものの、必要に応じて複数年に渡る記録についても調査対象とします。</p> <p>②現地調査の期間、頻度については、準備書に詳細を記載します。また、調査内容に関しては、有識者へご意見等を伺いながら精度を高めてまいります。</p> <p>③調査範囲については、図面上では一律 200m の範囲を示しているものの、現地の地形や植生等の現地の状況に応じて適宜、範囲を拡張しております。</p> |

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示された知事の意見と事業者の見解は、表7.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 意見の概要 | 事業者の見解 | |
|---|--|---|---|
| 事業計画について | 全 般 事 項 | 事業の規模、実施期間等の事業計画については、関係機関と協議の上、各種の行政計画との整合を図ること。 | 事業の規模等の事業計画の策定にあたっては関係機関と協議を行い、各種行政計画との整合を図ながら、進めてまいりました。 |
| | 土 地 利 用 計 画 | 土地利用計画については周囲の環境に十分配慮して策定すること。特に、生態系の保全に配慮すること。また、交通流の変化や洪水浸水の予測等を踏まえること。 | 土地利用計画の策定にあたっては調査地域における環境特性を考慮し、越辺川に隣接する計画地北側の調整池については、一部常時湛水エリアを設ける他、様々な水位を確保した多自然型調整池として整備します。また、草地や湿性緑地ゾーンを整備した公園や緩衝緑地帯、自然型水路の設置など、水田環境等の湿性環境に配慮した環境を創出する計画です。 また、圏央道坂戸インターチェンジからの進入路、都市計画道路、区画道路の接続はクラック形状であったが、円滑な交通流確保の観点から、インターからの車両が直進で区画道路に流入できるよう交差点の形状を変更、治水対策上の観点から、公園を調整池に変更するなど、一部、土地利用計画の見直しを行っております。 |
| | 公 園 、 水 辺 環 境 の 整 備 | 小規模な水路、水たまり、あぜ道等の水田環境が有する生物生息環境の多様性や、北西部と南部の水田との連続性に配慮した整備を行うこと。 | 上記、土地利用計画の策定に示すとおり、多自然型調整池の設置など、水田環境の多様性に配慮していきます。また、計画地内北側の水路については、開渠とし上流、下流とのつながりを確保するとともに、溜まりや流れに変化をつける等、水生生物の生息環境として整備する計画です。 |
| | 埋 蔵 文 化 財 | 計画地に遺跡が隣接しており、計画地の地形等を考慮すると文化財包蔵地が存在する可能性があるため、工事着手前に教育委員会と必要な協議を行うこと。 | 埋蔵文化財については、基本的に試掘を行う方向で市教育委員会と調整しております。 なお、試掘については市教育委員会が実施し、本調査の実施の有無や本調査の範囲、内容を決定します。本調査を行う場合は、区画整理事業者と協力し対応いたします。 |
| | 時 対 応 猛 禽 類 の 営 巢 | 工事期間中に猛禽類の営巢が確認された場合について、対応を明示すること。 | 工事期間中に周辺地域において猛禽類の営巢が確認された場合は、「埼玉県オオタカ等保護指針(平成11年3月)」に準拠するとともに、有識者へご意見等を伺いながら、対応を進めてまいります。 |
| 調 査 、 予 測 及 び 評 価 に つ い て | 全 般 事 項 | ア 立地予定企業の事業内容について、できる限り具体的に想定した上で予測及び評価を行うこと。 | 企業誘致の状況に応じて事業内容をできる限り具体化しますが、準備書の予測にあたっては、各項目への影響が最大となるよう原単位の設定等を行い、予測、評価を行っております。 |
| | | イ 準備書の作成に当たっては、調査地域・地点及び予測地域・地点の選定理由を具体的に明らかにすること。 | 必要に応じて調査地域・地点及び予測地域・地点の選定理由を記載いたしました。 |

表 7.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|---------------|-----------|---|--|
| 調査、予測及び評価について | 大気質、騒音、振動 | <p>ア 計画地と圏央道坂戸インターチェンジとの接続部が、計画地内の区画道路の交差点に近接しており、交通渋滞等の発生が懸念されるため、交通流、交通量等の調査及び予測を適切に行い、周辺住宅地への影響を評価すること。</p> <p>イ 風配図を作成するなどして風況を適切に把握した上で、大気質の予測を行うこと。</p> | <p>圏央道坂戸インターチェンジ周辺における調査地点(No.4)を追加し、大気質、騒音、振動の調査、予測、評価を実施しました。</p> <p>なお、円滑な交通流確保のために、調査計画書以降、一部、土地利用計画の見直しを行っております。</p> <p>準備書においては風配図を作成し、風況の状況を把握した上で大気質の予測、評価を実施しております。</p> |
| | 水象 | <p>農業用水路及び排水路の付け替えにあたっては、計画地周辺の水象への影響をできる限り回避もしくは低減できるようにすること。</p> | <p>農業用水路及び排水路の付け替えにあたっては、工事区間上流から下流側に一時的に水路の切り回しを行い、下流域の流量に変化が生じないようにするなど、周辺地域への影響を回避・低減できるよう工法や工程等を検討しております。</p> |
| 調査、予測及び評価について | 地盤 | <p>計画地が軟弱地盤であるため、地盤沈下等の問題が生じないように、地質を精査し、造成方法や調整池の構造仕様について十分に検討すること。</p> | <p>事前に計画地内の詳細な地質調査を実施し、地質特性、地下水位及び各種試験結果を考慮して、盛土工事については、軟弱地盤に適したプレロード工法(載荷盛土^{注)})を用いるなど、適正な方法を用いることとします。</p> |
| | 動物、植物、生態系 | <p>ア 猛禽類については、その行動範囲に応じた調査を行うこと。</p> | <p>猛禽類については、行動範囲等を考慮し、計画地から概ね 1km の範囲を調査地域として設定しています。</p> |
| | | <p>イ 着目種の餌生物量の変化について、できる限り定量的に調査及び予測を行うこと。そのために、第一次消費者(大型昆虫等)やより高次の消費者(鳥類、両生類等)の生息状況を効果的かつ効率的に把握することができる調査方法を選択すること。</p> | <p>着目種は、調査地域を全年利用し、確認例が多いなど、当該地域を特徴づける種であることの観点から抽出し、上位性種としてタヌキ、オオタカ、アオサギを選定しております。</p> <p>これらの種の餌生物資源量については、ネズミ類については、ライブトラップ、小型鳥類については、ラインセンサス及定点観察、カエル類については踏査確認時の個体数のカウントによる環境類型毎の個体数把握など、一部、定量的調査を実施しました。</p> <p>計画地は面積の約 95%が耕作中の水田と構造物・道路が占めることから、餌資源は計画地内にほぼ一様に分布し、場所ごとで大きな差異はみられない。したがって、餌資源の変化は計画地の改変面積に比例すると考えられることから、植生の改変に基づき本事業に伴う影響を予測しております。</p> |
| | | <p>ウ 日照条件が鳥類等に与える影響について検討すること。</p> | <p>日影の予測については、時刻別日影図、等時間日影図を作成し、周辺地域の農地等に及ぼす影響について予測、評価を実施しました。</p> <p>なお、ハクチョウの埒(ねぐら)として利用している周辺地域の飯盛川と越辺川の合流点には本事業による日影は生じません。</p> |

注) 軟弱な地盤にあらかじめ荷重を盛土等によって載荷し、地盤の圧密沈下を促進させ、地盤の強度増加を図り、その後この荷重を除去する工法

表 7.2-1(3) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|------------|-----------|--|--|
| 環境保全措置について | 水質 | ア 工事中の排水管理に関して、pHとSSを項目として定期的に調査を行うこと。 | 工事中は定期的に水質調査(pH、SS)を実施し、3ヶ月に1回の埼玉県への状況報告にて報告します。 |
| | | イ 調整池の水質管理に関して、環境保全措置を検討すること。 | 汚水排水は、各企業にて適切に処理した後、下水道へ放流することから、調整池への流入はありません。また、各企業の敷地内における雨水排水については調整池へ流入することから、油分等が調整池に流入することがないよう集水桝やオイルトラップ、分離槽の設置等、必要な措置を施すよう各企業に働きかけていきます。 |
| | 動物、生態系、植物 | 保全すべき動物、植物及び生態系については、明確かつ具体的に保全目標を定めて調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。 | 保全すべき動物、植物及び生態系については、水田環境に依存するコハクチョウなど、具体的な保全目標を定めて調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討しました。 |
| | 自然の場 | 計画地を横断するウォーキングコースについて利用状況等を調査し、利用目的に沿って代替措置等を検討すること。 | 計画地を横断するウォーキングコースの利用状況等を調査し、公園及び歩行者専用道等を整備することとしました。 |

